

取扱区分：「公開」

平成28年第5回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成28年5月10日(火) 午前10時00分～

於：周南市徳山保健センター 講義室3

平成28年第5回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成28年5月10日（火） 午前10時00分 ～10時43分

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

3 会議に付した議案

議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第15号	農地転用事業計画変更申請承認について	1件
報告第24号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	3件
報告第25号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	6件
報告第26号	非農地証明について	8件
報告第27号	農地法第18条の規定による合意解約通知について	5件
報告第28号	水田埋め立てによる農地改良届出について	2件
報告第29号	農業生産法人報告書の提出について	7件

4 出席委員

第1番	長谷川 和美 君	第2番	杉 村 龍 男 君
第3番	藤 井 和 典 君	第4番	梅 田 洋 治 君
第5番	椎 木 人 志 君	第6番	大 江 静 人 君
第7番	弘 中 壽 君	第8番	江 波 一 男 君
第9番	田 中 榮 作 君	第12番	笠 井 保 雄 君
第13番	松 岡 清 治 君	第14番	藤 井 澄 子 君
第15番	大 田 幹 代 君	第16番	歳 光 時 正 君
第17番	杉 村 洋 治 君	第18番	藤 井 允 雄 君

第19番	福 田 栄 司 君	第20番	山 崎 弘 子 君
第21番	林 定 子 君	第22番	村 木 実 君
第23番	松 田 孝 行 君	第24番	山 崎 光 夫 君
第25番	水 井 規 雅 君	第26番	秋 貞 啓 子 君
第27番	白 石 純 治 君	第29番	小 林 一 雄 君
第30番	高 橋 恵 君		
第31番	岩 田 学 君 (職務代理者)		
第32番	西 田 孝 美 君 (会長)		

5 欠席委員

第10番	野 村 一 男 君
第11番	藤 井 孝 君
第28番	有 馬 俊 雅 君

6 関係人

なし

7 事務局職員

局 長	茅 原 道 夫	次 長	藤 井 豊
次長補佐	吉 原 浩 子	書 記	桐 山 昌 栄

事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に先立ちまして、3月19日から4月21日まで膝の手術で、入院されておられました●●●委員さんよりご挨拶がございますので、少し時間をいただきたいと思います。

【第●番 ●● ●委員 お見舞い等お礼の挨拶】

それでは、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中29名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第10番 野村 一男委員、第11番 藤井 孝 委員、第28番 有馬 俊雅 委員の3名でございます。周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

以上でございます。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長

おはようございます。それでは只今より、平成28年第5回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第4番、梅田 洋治委員さん、第19番、福田 栄司委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第14号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページをお願いいたします。議案第14号「農地法第3条の規

定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による農地の許可申請は、1議案3件でございます。

それでは、まず1番についてご説明いたします。申請地は●●地区の大字●●字●●●●に所在する農地の田、2筆の1,687平方メートル、同じく字●●●●に所在する農地の田、1筆の917平方メートル、合計、3筆の2,604平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲受人と譲渡人は親子関係で、譲受人は高齢のため経営権を譲り渡すとされ、譲受人は、以前からも農業に従事しており、今回、母から農地の経営権を取得され、農業経営されるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、トラクター等農機具の保有状況、農作業に従事する状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、高齢ではありますが、家族も手伝うとのことであり農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は32アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転で、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を継続していくとのことであり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第6番

6番、●●でございます。1番について、去る5月4日、譲受人、譲渡人
に会い調査をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人、譲渡人の関係は同一世帯で親子関係にあります。譲渡人は高齢の
ため譲受人に農業経営を移譲するものです。土地の所在地は、大字●●●●
●1051-1、田、1,383平方メートル及び大字●●●●●1062-
2、田、304平方メートルについては自宅から南東に直線にして200メ
ートルの位置にあり、通作距離は500メートルくらいにあります。水稻栽
培をするということで田は良く管理されております。3筆目の土地の所在地
は大字●●●●●1139-5、田、917平方メートルは自宅に隣接してお
り、こちらも良く管理されております。別に問題ないかと思われま。どう
かご審議の程よろしくお願ひします

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたし
ます。

事務局長

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●に所

在する農地の田、2筆の2,517平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は契約により、現在まで耕作してもらっていた譲受人に譲り渡すことが最善と考えられ、一方、譲受人は、譲渡人からの申出により、また、自宅に近い農地であることから今回、譲り受け規模拡大されるものでございます。

なお、後程、報告第27号の農地法第18条による解約通知で5番において報告しておりますように今回、解約通知書が提出されております。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、田植機等の農機具の保有状況、また、トラクターを新規に購入される予定等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、高齢ではありますが、弟さんや息子さんも手伝うとのことであり農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は42アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を耕作されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第24番

24番、●●です。第2番について、去る4月29日に譲渡人と譲受人で現地に参加調査をしましたので、その結果をご報告します。

申請地2筆は、譲受人が数十年前から永小作権を設定されており、水稻の作付けがされているもので、現況は、今年も水稻の作付けの準備がされており、既に周囲の草刈りも済み耕作をされておりました。こうした中、今回譲渡人が、高齢であることから自己管理が困難であるため、譲受人に譲り渡されるものでございます。一方、譲受人は、以前から経営規模の拡大を考えられておられたところであり、また、申請地は譲受人の自宅から200メートルくらいの近距離にあり、耕作に便利なおことから双方の話がまとまり今回、譲渡人からの所有権移転の申出に承諾されたものです。なお、農地法第18条の規定による、双方の合意によって合意解約されており、何ら問題になることはないと思われますのでよろしくご審議の程お願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●に所在する農地の田、1筆の1,340平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は高齢で耕作が困難となり、後継者もい

ないことから譲り渡すとされ、譲受人は、以前から経営規模を拡大したいと考えていたところ譲渡人からの申出により、今回、譲り受けられるものがございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、コンバイン、田植機等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、繁忙期には息子さん夫婦も手伝うとのことでもあり、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は105アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を耕作されるということであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

16番の●●です。議案第14号農地法第3条の規定による許可申請、番号3について、去る、5月4日に譲受人、譲渡人、●●●●及び私の4名で現地において、確認及び現地調査を行いました。現地は市道に面する土地で

既に田植が終わっている状態でありました。譲渡人さんは、高齢のため耕作が出来なくなり、また、後継者もないため作業受託により耕作をしていた譲受人さんに所有権を移転するものです。譲受人さんは、今回所有権を移転する土地の付近にも利用権設定を行い、9反以上の耕作しているため所有権移転をしても問題ないと思います。調査項目に従い調査を行いました但し適当であると思いますのでよろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第15号を議題といたします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、議案第15号「農地転用事業計画変更申請承認について」を、ご説明いたします。議案書の2ページをお開きください。

今回の事業計画の変更につきましては、平成27年10月13日付で農地法第5条第1項の規定により、冬場の非常用の砕石確保を目的とした、資材置場として許可を受けたものですが、予定終了期間が今年の4月30日までとされておりましたが、その期間までに完了できなかったことから今回、平成29年4月30日まで計画期間の延長をしたいということで、変更の申請書が提出されたものでございます。

なお、予定期間内に完了できなかった理由でございますが、当初、埋め立て用の流用土として予定しておりました掘削箇所において、掘削後の結果、

埋め立て材料に適さない土質であり、掘削箇所を変更したことにより、工事の着手が遅れ、今回、計画変更承認申請が提出されました。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第31番

31番の●●です。

このような場合、農地が荒廃していると思うがその維持管理はどのような指導をされていますか。工事をしなかった場合、1年間農地が荒れているのではないか。その対応はどうしていますか。

事務局次長

今、現状ですが、約3,000立方メートルくらい土砂が入る予定ですが、進捗率は、現在50パーセントくらいで常時土砂を入れている状況です。5月2日に事務局で現地を確認しました時点で約1,500立方メートル入っており、常時入れている状況です。

議長

他にございませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第15号につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第15号は承認することと決定いたします。

以上で、審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第24号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の3ページをお願いいたします。報告第24号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は3件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第24号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第24号を終わります。

続きまして、報告第25号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページをお願いいたします。報告第25号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は6件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第25号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第25号を終わります。

続きまして、報告第26号につきまして、事務局よりの報告事項の説明を

お願いいたします。

事務局長

議案書の5ページから7ページをお願いいたします。報告第26号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は8件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第26号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第26号を終わります。

続きまして、報告第27号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページをお願いいたします。報告第27号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を、ご説明いたします。

農地の賃貸借の解約等については、農地法第18条の規定により賃貸借の当事者は、農業委員会の許可を受けなければ、賃貸借の解除ができないとされております。

一方、第18条第1項のただし書きの規定により、合意による解約が許可を要しないで行われた場合には、同条第6項の規定によりこれらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされております。

議案書のとおり、今回、5件許可を要しない合意による解約が行なわれた旨の通知が、農業委員会に提出されました。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしましたので、

ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第27号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第27号を終わります。

続きまして、報告第28号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページをお願いいたします。報告第28号「水田埋め立てによる農地改良届出について」を、ご説明いたします。

水田埋め立てによる農地改良届出については、議案書のとおり2件ございました。内容については記載のとおりでございます。地区担当農業委員さん共々現地を確認いたしております。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第28号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第28号を終わります。

続きまして、報告第29号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の10ページをお願いいたします。報告第29号「農業生産法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農業生産法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は7件ございました。添付書類も含め完備しており、農業生産法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要

件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第29号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第31番

31番の●●です。

番号1番ですが、事務所の所在が他市にある場合も本市に報告が必要なのですか。事務所が他市なので必要ないのではないかと。それとも、農地が●●市に所在するから報告書の提出をするのですか。どちらですか。法人の本社があるところでいいのではないのですか。両市に提出するのですか。

事務局長

農地が所在するところに報告するものと考えておりました。以前も同様に扱っておりましたので特に考えておりませんでした。今回、質問がありましたので、即答は出来ないのですが、確認し次回の総会で報告したいと思います。

議長

●●委員さんよろしいでしょうか。

第31番

わかりました。次回、報告をお願いします。

議長

他にございませんか。

特に発言がないようですので以上で報告第29号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成28年第5回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時43分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成28年5月10日

周南市農業委員会

会 長 西田孝美

委 員 梅田洋治

委 員 福田栄司